

三労発基 0531 第 2 号
平成 30 年 5 月 31 日

関係各位

三重労働局長
(公印省略)

平成 30 年度全国安全週間の実施について

時下、ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

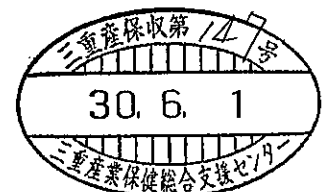
平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、三重県内の労働災害発生状況をみますと、休業 4 日以上之死傷者は近年減少を続けてきたものの、平成 29 年は 2,161 人と前年 2,071 人に比べ 90 人 (+4.3%) の増加に転じており、死亡災害においては、2 年連続で対前年増加を示し、平成 29 年は 19 人 (+1 人) となりました。

休業 4 日以上之死傷災害の特色としては、全産業合計で「転倒災害」が最も多くを占め、第三次産業における「転倒災害」・「動作の反動等」、製造業における「はさまれ・巻き込まれ災害」、建設業における「墜落・転落災害」が依然として多く発生している状況です。

本年度から、第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年度～34 年度）がスタートしており、当局では、全産業において「第 12 次労働災害防止計画期間中と比較して死亡者数の 15% 減少」、「平成 34 年までに休業 4 日以上之死傷者数 2,000 人以下」という新たな目標を設けています。目標達成は勿論、毎年『死亡災害ゼロ』を基本とし、あわせて「死傷災害 2,000 人未満とする『アンダー 2,000』」の早期達成を目指して各種取り組みを推進いたします。

政府におきましては、「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジである「働き方改革」の取組を進めています。この働き方改革を進める上で「労働生産性」をいかに向上させるかが各企業の課題となりますが、労働災害がひとたび発生すると災害コストにより労働生産性に大きな打撃を受けることにもなります。



働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全で安心できるものとなるよう、不断の努力が必要です。

このような状況の下、本年も7月1日から7月7日までの間を全国安全週間として、別添「平成30年度全国安全週間実施要綱」に基づき全国的に展開されます。

つきましては、本全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行が図られますよう、貴団体のホームページ、会報への掲載等関係事業者等への周知をお願い申し上げます。

なお、資料として、「三重労働局長メッセージ」及び「全国安全週間リーフレット」を同封しますので、ご活用ください。

担当

三重労働局労働基準部健康安全課

課長 小野 紀孝

産業安全専門官 横田 健一

電話：059-226-2107

所在地：津市島崎町327番地2

津第二地方合同庁舎